

中学校体育科における武道の教育的効果と 教員の指導方法についての研究の概観

河村 明 和

【問題と目的】

体育科教育における武道は、1989年に文部省より告示された学習指導要領より、格技から武道と名称が変更され学校教育に位置づけられた。内容として、「伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、計画的に練習や試合ができるようにするとともに、勝敗に対して公正な態度がとれるようにする」(文部省, 1989) ことが明記されるなど、授業における武道領域には、特に社会的規範(具体的な行為としての「礼」等)としての躰領域の徳育的効果が期待されたことが考えられる(野村・幸田・直原, 2002)。

そして、2008年の学習指導要領(文部科学省, 2008)より、中学校第1学年および第2学年は「すべての領域の学習を体験する時期」に位置づけられたことから、武道領域の運動(柔道、剣道、相撲など)が必修化された。そして、「武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする」「武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする」(文部科学省, 2008)という内容から、1989年の学習指導要領の内容と同様に、伝統、文化の理解や徳育についての内容が求められている。

新学習指導要領(文部科学省, 2018)においても、武道は男女共に必修の領域であり、新たな評価の観点として設けられた、「学びにむかう力、人間性等」の内容として、「武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ること」とあり、知識として、「武道には技能の習得を通して、人間形成を図るという伝統的な考え方があること」(文部科学省, 2018b) ことが例示されていることから、引き続き伝統の理解や、人間形成、徳育の内容が求められていることが伺える。

以上のように、専門的な技能の習得とともに伝統の理解や徳育としての役割が期待され必修化された武道であるが、一方においては、教員の指導力における不安や、授業中の事故の危険性についての指摘もされている。

文部科学省委託事業の「武道等指導推進事業(武道等の指導成果の検証)調査報告書」(東京女子

体育大学, 2015)によると, 調査を行った公立中学校 5432 校では, 第 1 学年及び第 2 学年で柔道を実施している学校の男子 63.4%, 女子 61.0%, 剣道を実施している学校の男子 34.1%, 女子 34.9%となっている。その中で, 武道の授業を受け持つ中学校保健体育科教員の段位取得状況は, 柔道の有段者が, 男性 48.2%, 女性 13.5%で, 全体では 38.4%であり, 剣道の段位取得者数は, 男性 18.8%, 女性 9.3%, 全体では, 16.1%であると報告されている。このことから, 中学校で主に実施されている武道の二つの種目においても, 指導教員の多くは段位を有しておらず, 指導を行っている状況となっている。

指導教員の段位取得状況については, 江原 (2017) においても同様の結果が示されている。江原は大学の剣道部員 16 名を対象に, 中学生時代に必修として受講した武道についてのアンケートを実施したところ, 授業者である保健体育科教員のうち, 有段者は 5 名であったことを報告しており, 授業者の段位の取得状況の低さが確認できる。そして, 同様のアンケートから, 教員自身の剣道経験がなくても教員が熱心に取り組んでいる授業であれば一定の評価をされていたものの, 剣道経験者として剣道の授業を受ける生徒は, つまらなさと感じる人が多いとの指摘もされている (江原, 2017)。

また, 北村・前阪・濱田・川西 (2017) の研究では, 柔道の実施においては, 施設設備や安全性が課題として多く挙げられており, 剣道の実施に際しては用具や授業時間, 教員の専門性が特に課題として挙げられていると述べられている。同様に, 平田・櫻間・朝岡 (2013) も剣道における指導者の不足, 剣道の授業における指導者の指導への不安, 剣道の防具の不足, 衛生面や道場など, 環境整備等が十分とは言えないことを指摘している。

嘉数・岩田・木原・徳永・林・大後・久保・村井・加登本 (2015) の研究では, 中学校保健体育科の教師の体育授業についての悩みの度合いとして, ダンスや武道柔道の学習指導に関する悩みは, 他の質問項目と比較すると高い傾向であり, これは若手, 中堅, ベテラン関係なく同様の結果であったとされている。

そして, 武道における安全面の指摘として, 内田 (2010) によると, 2003 年度から 2007 年度の人気の高い種目の部活動における死亡事故の発件数では, 参加生徒数を考慮した比率計算から, 柔道は極めて危険性が高い種目であることが述べられており, 武道が必修の領域となるにあたり, 専門的な経験や知識を備えていない教師のもとで, 熟達者ではない生徒が危険性の高い柔道を行うことに対して, 学校安全の意識の重要性が述べられている。

以上を総括すると, 体育科教育における武道は, 体育としての技能の習得とともに伝統の理解や人間形成, そして徳育の視点で教育的な効果が期待されてきたこと, そしてそれは 2018 年の新学習指導要領における新たな評価観点である人間性や, 道徳教育の充実が求められるなかで, これまで以上に重要な領域となっていることは明らかである。しかしながら同時に, 他の種目に比べて危険性が高いとされる武道において専門性を有した指導教員の少なさは課題であり, 特に教員の指導の在り方や, 教員の専門性についての, 実証的な研究が求められるだろう。

しかし, 中学校の体育授業における武道の教育的効果の実証的な研究や, どのような実践が教育的

な効果があるかについて、概観し、まとめている論文は確認できなかった。このことから、中学校の授業における武道についての先行研究をまとめ、今後の武道教育における教育的効果や指導法について検討を行うことは意義があると考えられる。よって本研究では、武道が必修科目とされている中学校において、武道の授業の教育的効果と、教員の指導方法の視点について、先行研究を整理し、今後の武道の授業内容と教員の指導方法について検討することを目的とする。

【方法】

学術論文雑誌検索サイト CiNii Articles で「武道」「中学」「体育」をキーワードとして、学術論文を中心に検索した。検索の結果該当件数は172件であった。その中で、中学校の体育の授業において、格技から武道と名称が変更となった1989年以降の論文を対象とし、また、抽出する武道として、中学校の実施率が高い柔道と剣道についての知見を対象としたところ、主に該当した研究雑誌は武道学研究7件、体育科教育学研究1件、スポーツ社会学研究1件、体育学研究1件、教育総合研究1件などであった。また、これらの研究雑誌に掲載されていた論文中で頻繁に引用されている学習指導要領を始めとする文部科学省等から告示された報告書や通達5件、学会発表論文集に収録されている発表論文1件、大学紀要5件も含め、本研究に関する文献対象として抽出した。

そして、これらの文献を、1. 武道の授業における教育的効果の知見、2. 武道の授業における教員の指導方法に関する知見、の2つのカテゴリーに分け検討を行った。

【結果】

1. 武道の授業における教育的効果の知見

武道の授業における教育効果についての研究では5件の研究が確認され、心理尺度や、アンケートの自由記述などから、生徒の主観によって教育的効果を測定している量的な研究が全ての研究で確認された。

北村・前阪・濱田（2019）による中学生を対象とした自由記述回答に対するテキスト分析の研究では、武道の授業で感じる楽しさについて検討されている。その結果、技の攻防や試合での勝利、一対一の対人種目であることや友人とのグループによる学習活動によって得られる武道授業全般に共通した楽しさと、竹刀を使って、あるいは相手と直接組み合い、基本動作や基本となる技を用いて、互いに「一本」を目指して、相手と攻防しながら勝敗を競うといった剣道や柔道それぞれの特性から得られる楽しさを感じていることが示された。つまり学習指導要領解説で示される「知識及び技能」「学びに向かう力、人間性等」などの指導内容に生徒たちが楽しさを感じていることが示唆されている。

また、同研究では性別や学年、実施種目ごとに検討もされている。その結果、性差の検討では、男子は相手との技の攻防や勝負に、女子では勝敗にこだわらず友だちと一緒に活動することが楽しいとそれぞれ感じていることが明らかにされている。また、学年では授業の展開に伴った楽しさとして、1年生では友だちと一緒に技の習得をすることに、2年生では技をかけて相手を倒すことに、そして

3年生では試合で相手に勝つことにそれぞれ楽しさを感じていることが明らかにされている。種目別では、柔道、剣道ともに試合での技の攻防が楽しさとして捉えられていることが明らかにされており、相手と組み合って技を掛け合ったり対峙した相手と打ち合ったりするという他の種目にはない武道の特性が、生徒たちにとっては楽しさとして捉えられていることが示唆されている（北村ら，2019）。

山本・島本・永木（2017）の研究では、中学校学習指導要領（文部科学省，2008）に指摘されている意欲や関心、態度などの視点に基づき分類し、柔道授業に関わる心理社会的学習成果を測定する尺度が作成されており、教師の言葉がけに対する評価や生徒の個人属性の違いによる尺度得点の比較を検討した結果、教師の言葉がけが受容的であるという評価が高いほど心理社会的学習成果は高いこと、生徒の個人属性によって心理社会的学習成果に差がみられること、授業の楽しさに対する評価が高いほど心理社会的学習成果も高いことがそれぞれ明らかとなっている。

八ヶ代・與儀（2020）の質問紙調査を活用した研究では、生徒の剣道に対する意識において、男女ともに、「剣道をする、と、礼儀正しくなると思う」「剣道の技術は、すぐにできるようになる」という意識について肯定的な変容が認められ、男子は技能に関する意識について肯定的な変容、女子は、武道特有の気力などに関する意識について肯定的な変容が認められるなど、授業を通して、剣道に対して肯定的な意識が高まることが示唆されている。

濱田・前阪・川西・安道・北村（2011）の質問紙調査を活用した研究では、体育系大学・学部において武道を専門とする学生が、中学校での武道必修化による教育効果をどのように捉えているのかを明らかにされており、武道を専門としている体育専攻学生が中学校での武道必修化による効果を肯定的に捉えており、新学習要領に示されている伝統文化の教育や継承といった目的の達成は、概ね期待できると考えている。また、期待される学習効果の因子として、「運動技能」「対人関係」「伝統」の3つの因子が挙げられている。

濱田・前阪・安道・北村（2011）の質問紙調査を活用した研究によると、中学生の男女においては、期待する学習効果に差があり、男子は運動技能の習得を高く期待しており、女子は、日本の伝統や文化の取得を高く期待していることが示唆されている。また、学年における比較では、1年生は他学年よりも、武道の学習効果の期待が低く、仲間とのコミュニケーションや、運動技能の取得に対して、学習効果が得られにくいと認識しており、3年生は、武道の授業を通じて、コミュニケーションスキルの獲得に期待していることが示唆されている（濱田ら，2011）。

以上のことから、武道の授業における教育的効果の知見として、次の4つに整理できるだろう。

- ① 武道の教育的効果は教員の観察などによる質的な研究ではなく、心理尺度やアンケートの自由記述によって、生徒の主観から教育的効果が検討されていること。
- ② 武道の授業における教育的効果として検討されていた内容としては、運動技能に加え、日本の伝統や文化の理解と習得、コミュニケーションスキルや対人関係の要素など、心理社会的な学習効果が期待されていること。
- ③ 武道の授業は中学校から実施されるため、生徒の武道への楽しさが重要と考えられていること

や、生徒の感じる武道への楽しさが、教育的効果と関連していることが示唆されていること。

- ④ 生徒の武道の授業への期待する教育的効果や成果には、性差や学年差があることが示唆されていること。

2. 武道の授業における教員の指導方法の知見

武道の授業における教員の指導方法についての研究では6件の研究が確認された。その中で、武道の授業の意義や、学習プログラムの提案がされている研究が2件。武道の授業における授業プログラムや、指導意識、授業の構成について検討が行われ、質問紙調査を活用した量的に検証を行っている研究が4件確認された。

岩間（2019）は、教員の武道指導において、態度に関する指導の重要性について論じている。武道において指導される相手を尊重し敬意を表すとともに自らも謙虚で冷静な心である武道本来の精神や、伝統的な考え方を踏まえ、礼法や正しい柔道着の着用の仕方を身に付けること、つまり伝統的な行動の仕方や相手を尊重する態度、公正な態度、健康・安全に留意する態度は教員の武道の専門性の有無にかかわらず、重視しなければならない学習内容であるとしている。また、安全に対する配慮についても教員の専門性の有無にかかわらず確実に行われる必要があり、体育科授業のなかで柔道を安全に行うための留意点として、技術的なことだけでなく、態度などを含め、多面的に生徒に理解させる必要性について論じている。

有山・山下（2015）の研究では、体育の授業としての武道に求められている、日本固有の伝統や文化の独自性の検討を行い、「柔」という伝統的な考え方や「柔能く剛を制す」動きや身の処し方を身に付ける体育学習として、発見型柔道学習を提唱している。発見型柔道学習では、結果として相手を投げたかどうか問われるのではなく、相手を投げようとした時に崩そうとしたかどうか評価の基準となる。つまり、技を決めることが出来たかどうかよりも、その過程として、柔道の動作の原理を理解し、基本的な動作を行っているかどうかを重視するのである。第一義的な学習内容は伝統的な動きとその原理を学ぶことにあり、授業において必要以上に多くの技の習得を課せられることはなく、安全面に関する昨今の課題にも十分対処し得るプログラムであると述べられている。

北村（2013）の質問紙調査を活用した研究では、武道を通して、日本の伝統や固有の文化を教育することにに対する教員の期待感は決して低くはなく、伝統文化の継承・発展のための教材として一定の評価が得られており、生徒たちも武道が必修化されることを前向きに捉える者が比較的多くに見られたことが明らかになっている。しかし、彼らの目に武道は、数あるスポーツの一種として映っており、ともすると技の取得や勝敗に目が向きがちである。それをうまくコントロールしつつ、武道の持つ伝統的、文化的特性の教育的が図られるような指導技術を会得することが教員には求められると述べられている。

山本・島本・永木（2013）の中学校体育における柔道授業において、柔道技術の習得とコミュニケーションスキルの獲得との関連が検討された研究では、柔道特有の技術やコミュニケーションスキ

ルの獲得を想定した授業プログラムの実践により、生徒のコミュニケーションスキルが単元前よりも単元後に習得し獲得していたことが質問紙調査から示唆されている。相手の動きに合わせることや理に合った技で相手を崩すことに留意し、それらを実際の指導場面において教師の行った働きかけが、そのような結果に結びついたと推察され、柔道の授業実践が社会的スキルの重要な構成要素の1つであるコミュニケーションスキルを獲得するために有効であることが示唆されている。

また、指導の際に資料を提示することの有効性についても検討されている。興儀（2012）によると、柔道の授業実践において柔道授業づくり教本を用いたところ、初めて柔道の授業を受ける生徒に焦点化して検討すると、体育における学習意欲検査（AMPET）における調査から、生徒の意欲的側面を高めることが認められた。また、主観的評価でも学習意欲が高まることが示唆されている。これは、教員の武道に対する専門性の有無にかかわらず、有効な指導方法についての知見だといえるだろう。

学習順序と学習成果についての検討も確認できる。山本・島本・永木（2018）は柔道の授業の初習段階における学習順序の違いと生徒の学習成果について質問紙調査を活用した研究を行っている。固め技と投げ技の学習順序について検討し、単元の序盤に固め技を学習し、その後投げ技の学習を行った群と、単元の序盤に固め技を学習し、その後投げ技の学習を行った群で比較検討したところ、単元の序盤に固め技を学習した群の方が、生徒の心理社会的学習成果は向上する可能性が高いことが示唆された。その理由として2点指摘されており、1点目は単元序盤における固め技の学習は、柔道初習の生徒にとって比較的安全に柔道を経験する機会を増やし、その学習を通じて相手の動きに対応する学習の機会をも増加したと考えられ、単元終盤の投げ技の学習をよりスムーズに取り組むことができたことが挙げられる。さらに2点目に、授業を担当する教師の視点からみると、投げ技と比較して安全性の高い固め技の学習は柔道初習の生徒に対する導入段階において、安全性を適切に確保しながら柔道に必要なルールやマナーを徹底させるような指導が可能になると考えられることから、固め技先行群の得点が高いことが示唆されている。つまり、教師と生徒の双方にとって、武道における安全性の確保はその後の学習意欲の向上、学習の展開として意義があり、指導計画を立てる際に参考にされるべき点である。

以上のことから、武道の授業における教員の指導方法の知見として次の5つに整理することができるだろう。

- ① 教員が武道の授業を通じて期待している教育的効果は、生徒と同様に、日本の伝統と文化の理解や習得であり、研究として効果測定の対象とされているのも、伝統と文化の理解や習得、心理社会的な教育的効果についてであること。
- ② 武道は危険性が高いことが指摘されているため、安全性を前提として、生徒の教育的効果が高まる授業の展開が求められ、安全面を考慮した授業展開の視点は、その後の学習効果の向上への関連も示唆されていること。
- ③ 武道は授業として中学校で初めて体験する生徒が多いことから、授業における導入段階を意識した研究が確認される一方、発展的な学習における具体的な指導の知見は確認されなかった

こと。

- ④ 授業の学習プログラムや授業構成について量的な検討がなされていたが、質的な側面からの研究は確認されなかったこと。
- ⑤ 武道の授業における研究では、有段者の教員の実践が研究対象とされており、段位を持たない保健体育科教員の具体的な指導における研究については確認されなかったこと。

【考察】

本研究の結果より、武道の授業における教育的な効果として、日本固有の伝統や文化への理解、武道の特有の動きや技能を習得することを通じての人間形成、心理社会的学習成果との関連が示唆された。そして、武道の授業における教育的な効果では、性差があることが示唆された。加えて、学年ごとの検討では、学年が上がるにつれ、武道における授業の活動の段階の向上とともに、生徒の学習効果、対人的な活動を通してのコミュニケーションスキルの獲得への期待が高まることが示唆されている。これらの武道の授業との関連が想定された教育的効果や、学年ごとの視点は、新学習指導要領（文部科学省，2018b）で求められている内容と整合性があり、また、生徒が認知している教師の受容的な言葉がけ、授業の楽しさと教育的効果の関連や、男女の武道の授業に対する期待や、教育的効果として捉えている内容の違いなどは、今後の武道の授業実践に重要な視点であると考えられる。

武道の授業における教員の指導方法としては、中学校で初めて武道を経験する生徒が多いことを踏まえ、柔道の教本を活用する、単元内容の順序を検討することなど、生徒の学習意欲、学習の効果を高めるとともに、安全面も配慮した授業展開を行う視点が重要であると考えられる。また、柔道特有の技術とソーシャルスキルの獲得を想定した授業プログラムの実践において、生徒のソーシャルスキルの獲得との関連が示唆されていること。対人的な活動が想定される柔道の授業において、ソーシャルスキルの獲得が生徒からも期待されることから、教員は、柔道の授業を通じて社会的スキルを育む視点を持つことも重要と考えられる。そして、教員も生徒と同様に、武道の授業における日本固有の伝統や文化の理解と習得についての期待があるが、その実現のために教員は、形式的な礼法の伝達に止まることなく、武道を通じて伝える内容について、他のスポーツとの違いや、武道固有の考え方の意識を持つことが重要であると考えられる。

中学校で男女ともに必修化されている武道の授業において、授業環境、指導教員の人数や技術の問題も指摘されているが、教員の武道における専門性の有無にかかわらず、先行研究の知見などを参考に、安全面への視点を前提とした武道の授業を通じ、日本固有の伝統や文化の理解、武道特有の動きや技能の取得、人間形成、心理社会的な発達が想定される授業の実践が求められるだろう。

今後の武道の授業における研究の課題として、生徒を対象とした教育的効果の検討においては、量的な調査だけではなく、観察法などに基づいた質的な検討を行うなど、様々な視点からの研究が求められよう。また、男女の教育的な効果に性差が見られる点については、男性教員と女性教員の段位取得率の違いから、女子の体育では指導に専門性の差が想定されるため、指導における専門性の違い

や、男女合同で実施している授業か、男女が分かれて実施している授業かなど、環境的な要因についても検討を行う必要があるだろう。そして、教員の指導方法の検討について、授業プログラムの授業展開の教育効果の検討においても量的な研究が確認されたが、質的に教育効果を検討している研究は見られなかった。そして、先行研究で対象となっている武道の授業は、段位を習得している教員の授業で検討されており、今後は、段位を習得していない教員が行う授業や、指導方法についても検討が必要であると考えられる。

最後に本研究の限界に触れる。本研究では、中学校の武道の授業における先行研究を概観し、検討を行ったが、中学校の武道授業における先行研究は相対的に少なかった。そして、先行研究では、自由記述や心理尺度を活用したアンケートによる量的に効果測定を行っている研究も見られたが、武道の授業における質的な教育的な効果の検討や、教員を対象とした教育効果の検討も見られないことから、実証的な研究の知見は少ないと言えるだろう。また、教員の指導方法の知見についても、具体的な指導の内容について測定などを行い、実証的な研究を行っている研究はあまり見られなかった。そして、授業を行う際の集団の状況や、教員の指導技術と生徒との熟達の度合いとの関連、武道の授業における外部指導員の登用など、授業を行う際の環境的な要因を踏まえ、検討を行った研究は見られなかった。そのため、今回の研究では、武道の授業における教育的効果や、指導方法について網羅的に概観したとは言い難く、今後はこのような点についても量的、質的に検討を行う実証的な研究が求められるだろう。これらのことを今後の武道の授業における実証的な研究を行う際の課題としたい。

引用文献

- 由山 篤利・山下 秋二 (2015). 教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討 体育科教育研究, 31 (1), 1-16.
- 江原 孝史 (2017). 中学校武道必修化の問題と課題, 特に剣道に焦点をあてて 教育総合研究, 1, 209-221.
- 濱田 初幸・前阪 茂樹・安道 太軌・北村 尚浩 (2011). 中学生にとっての武道必修化とは:期待する学習効果に着目して 武道学研究, (44), 61.
- 濱田 初幸・前阪 茂樹・川西 正志・安道 太軌・北村 尚浩 (2011). 体育専攻学生が期待する中学校における武道必修化による教育効果:武道を専門とする学生に着目して 学術研究紀要 鹿屋体育大学, (43), 1-9.
- 平田 佳弘・櫻間 建樹・朝岡 正雄 (2013). 高校の授業実践を通して見える中学校における武道必修化の問題点 環太平洋大学研究紀要, (7), 249-257.
- 岩間 英明 (2019). 非専門家による柔道指導上の留意事項 松本大学研究紀要, 17, 131-138.
- 嘉数 健悟・岩田 昌太郎・木原 成一郎・徳永 隆治・林 俊雄・大後戸 一樹・久保 研二・村井 潤・加登本 仁 (2015). 中学校保健体育教師の体育授業の力量形成に関する研究:教職歴の差異による悩みに着目して 沖縄大学人文学部紀要, (17), 39-48.
- 北村 尚浩 (2013). 武道必修化の課題と展望 スポーツ社会学研究, 21 (1), 23-35.
- 北村 尚浩・前阪 茂樹・濱田 初幸 (2019). 中学校体育授業における武道の楽しさ:生徒の自由回答データの計量的分析 武道学研究, 51 (3), 181-189.
- 北村 尚浩・前阪 茂樹・濱田 初幸・川西 正志 (2017). 中学校における武道教育の課題:自由記述データの計量的分析 武道学研究, 50 (1), 29-38.
- 文部科学省 (2008). 中学校学習指導要領

文部科学省（2018a）. 中学校学習指導要領

文部科学省（2018b）. 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編 東山書房

文部省（1989）. 中学校学習指導要領

野村 英幸・幸田 隆・直原 幹（2002）. 学習指導要領の動向からみた今後の武道指導に関する試論 武道学研究, 34（3）, 13-20.

内田 良（2010）. 柔道事故—武道の必修化は何をもたらすのか—（学校安全の死角（4）） 愛知教育大学研究報告. 教育科学編,（59）, 131-141.

東京女子体育大学（2015）. 武道等指導推進事業（武道等の指導成果の検証）調査報告書

八ヶ代 寛子・與儀 幸朝（2020）. 中学1年生を対象とした剣道授業における意識及び期待の検討—単元前後の性別比較を中心に— 武道学研究, 52（2）, 119-131.

山本 浩二・島本 好平・永木 耕介（2013）. 中学校柔道授業の検討—柔道の技術習得とコミュニケーションに着目して— 武道学研究, 45（3）, 181-195.

山本 浩二・島本 好平・永木 耕介（2017）. 柔道授業における心理社会的学習成果評価尺度の開発 体育学研究, 62（1）, 323-337.

山本 浩二・島本 好平・永木 耕介（2018）. 柔道授業の初習段階における学習順序の違いが生徒の学習成果に及ぼす影響 武道学研究, 50（3）, 149-158.

與儀 幸朝（2012）. 柔道授業づくり教本を用いた体育授業が学習意欲に及ぼす影響 武道学研究, 45（2）, 135-142.